諮問番号：令和元年度諮問第３０号

答申番号：令和元年度答申第３７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成３０年３月３０日付けで行った児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

母子家庭であり生活が苦しく、また本年、子供が浪人しており、予備校に通っている為、医療費の出費を抑えたい。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人の子（平成１２年○月○○日生）が１８歳に達した日の属する年度が終了し、受給資格がなくなるとして、法第３条第１項の規定に基づき本件処分を行ったことが認められる。

なお、法第３条第１項では、児童扶養手当の支給対象となる児童について「１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者又は２０歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。」と定義されているが、審査請求人からは、審査請求人の子が障害の状態にある旨の申し出はない。

したがって、本件処分は、法令の規定に従い適正になされたものであり、違法又は不当な点は存在しない。

（２）審査請求人は、母子家庭であり生活が苦しく、また審査請求人の子が浪人しているため、医療費の出費を抑えたい旨を主張するが、本件処分の違法又は不当を述べたものではなく、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することはできない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年１１月　１日　　諮問書の受領

　令和元年１１月　５日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月１９日

口頭意見陳述申立期限：１１月１９日

令和元年１１月２７日　　第１回審議

令和元年１２月２６日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条では、法の目的として、「この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定している。

（２）法第３条第１項では、用語の定義として、「この法律において、「児童」とは、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者又は２０歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。」と規定している。

（３）児童扶養手当法施行規則（昭和３６年厚生省令第５１号。以下「施行規則」という。）第４条の２では、障害の状態の届出について、「受給者は、手当の支給が行われている児童について１８歳に達した日以後の最初の３月３１日が終了した場合であつて、当該児童が（中略）障害の状態にあるときは、速やかに、当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書を手当の支給機関に提出しなければならない。（後略）」と規定している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１４年２月２６日に、審査請求人は、処分庁に児童扶養手当の支給の申請を行い、同年３月分から受給開始した。

（２）平成２９年８月１４日付けで審査請求人が処分庁に提出した「平成２９年度児童扶養手当現況届」（以下「現況届」という。）によれば、審査請求人の子について、「障がい有無」の欄には「無」と記載されている。

（３）平成３０年３月３０日に、同年３月３１日付けで、審査請求人の子が１８歳に達した日の属する年度が終了したとして、処分庁は本件処分を行った。

（４）平成３０年６月３０日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第３条第１項に該当するかについて

児童扶養手当の対象となる児童は、前記１（２）のとおり、法第３条第１項において、「「児童」とは、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者又は２０歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。」と定められており、処分庁は、審査請求人の子が同項で定める「児童」の要件に該当しなくなったとして、本件処分を行った。そこで、審査請求人の子が同項に定める「児童」の要件に該当するかについて、以下で検討する。

ア　「１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者」に該当するかについて

審査請求人の子は、平成１２年○月○○日生まれであり、平成３０年○月○○日に１８歳に達することから、同年３月３１日の終了をもって、「１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者」に該当しなくなる。

イ　「２０歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者」に該当するかについて

前記２（２）のとおり、審査請求人は処分庁に対し、現況届において、審査請求人の子の「障がい有無」を「無」と届け出ており、また、審査請求人から、施行規則第４条の２で規定している障害の状態の届出もない。よって、審査請求人の子が、「２０歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者」の要件に該当すると判断することはできない。

　ウ　まとめ

　　　前記ア及びイのとおり、審査請求人の子は法第３条第１項で規定する「児童」の前者に該当せず、後者に該当すると判断することもできないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（２）審査請求人の主張について

審査請求人は、母子家庭であり生活が苦しく、また審査請求人の子が浪人しているため、医療費の出費を抑えたい旨を主張するが、本件処分の違法又は不当を述べたものではなく、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することはできない。

（３）まとめ

前記（１）及び（２）より、本件処分は、法令の規定に従い適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　　崇